

こおりやま食のブランド推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、こおりやま食のブランド推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 近年、農林水産物の生産、流通、消費をめぐる諸情勢は大きく変化し、本市の農林水産物も、新たな国際環境と国内での産地間競争に対する対応が求められている。

そのような状況の中で、郡山市の産・学・官・金・福・士の業界の垣根を越えて連携し、本市産農林水産物の競争力強化や、ブランド化を推し進め、農林水産業者の経営向上や、地域の活力を向上させることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 魅力的な地域資源の掘り起こしや地域産業の連携による売れる商品づくり等のモノづくりに関すること。
- (2) 各種販売促進活動や、販路の開拓等の出口づくりに関すること。
- (3) ブランド力、販売力向上を担う人材の育成等の人づくりに関すること。
- (4) その他協議会の目標達成に向けて必要な事項の実施に関すること。

(会員)

第4条 協議会の目的に賛同する法人、団体、個人、地方公共団体等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の目的に賛同する法人、団体または個人等で、別表に定める負担金を納めたもの。総会での議決権を有し、別に定める協議会の助成制度を利用することができる。(以下、「1号会員」という。)
- (2) 協議会の目的に賛同し、また、協議会の事業の推進に必要な知識、経験、ネットワークを有する行政機関、学識経験者、営利活動を目的としない団体、個人等。総会での議決権を有する。(以下、「2号会員」という。)
- (3) 協議会の情報を共有し、その活動をサポートする団体、個人等。総会での議決権を有しない。(以下、「3号会員」という。)

(入退会)

第5条 この協議会への入会を希望するものは、書面をもって申し込み、会長の承認を得るものとする。

2 前項のもの入会を認めないときは、その理由を付した書面をもって本人に通知するものとする。

3 やむを得ずこの協議会を退会しようとする会員は、会長へ退会届を提出するものとする。

(負担金)

第6条 1号会員は、本協議会の運営に要する経費を負担するために、別表に定める額を支払う。

(届出)

第7条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞無く協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員)

第8条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 幹事 15名以内

2 前項の役員は、第4条の1号会員又は2号会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長、監事は、相互に兼ねることはできない。

4 幹事は、第2項で選任された団体において、その団体の代表者に指名された実務担当者が務めることができる。

(役員職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

4 幹事は、会長、副会長を補佐し、協議会の運営にあたる。

(役員任期)

第10条 役員任期は3カ年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、その総会の日から7日前までにその役員に対しその旨を書面によって通知し、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(名誉会長)

第12条 本協議会に、名誉会長1名を置くことができる。

2 名誉会長は、総会の議決をもって任ずる。

3 名誉会長は、会務について、会長の諮問に応え、また助言する。

(会議)

第13条 この協議会の会議は総会及び幹事会とする。

2 総会は会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改正。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (4) 経費の負担並びに徴収方法に関する事。
- (5) 役員を選任
- (6) その他会長が必要と認めた事項

3 総会の議長は、会長とする。

4 幹事会は必要に応じ会長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) その他会長が必要と認めた事項

5 会長は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(総会の招集)

第 14 条 総会の招集は、少なくとも開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第 15 条 総会は、1 号会員及び 2 号会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 1 号会員及び 2 号会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。3 号会員は、議決権を有しないが、オブザーバーとして出席することができる。

3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

5 総会に出席することができない 1 号会員及び 2 号会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合、第 1 項の規定については、出席したものとみなす。

(書面決議)

第 16 条 会長は、会議の開催が困難な場合又は会議を開催する時間的猶予がない場合は、書面又は持ち回り方法により、全会員の賛否を求め、全会員の過半数の同意をもって総会の議決に代えることができる。

(事務局)

第 17 条 協議会の事務局を郡山市農商工部農業生産流通課に置き、組織及び事務決裁については別に定める。

(経費)

第 18 条 協議会の経費は、会員の負担金、その他をもって充てるものとする。

(会計年度)

第 19 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 30 年 5 月 21 日から施行する。

2 本協議会の会計年度については、平成 30 年度に限り、第 18 条の規程にかかわらず、この規約の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

3 令和 6 年 5 月 15 日一部改正

4 令和 7 年 4 月 1 日一部改正

5 令和 8 年 4 月 1 日一部改正

別表

| 会員の種類、名称 | 負担金の額 |
|-------------|-------------|
| 郡山市 | 2,000,000 円 |
| 福島さくら農業協同組合 | 2,000,000 円 |
| 法人会員 | 10,000 円 |
| 個人会員 | 5,000 円 |